

協議会だより

国の二〇二二年度の放課後児童クラブ関係予算の補助単価

学童保育への国の補助金は、必要経費の二分の一を保護者が負担することを前提に決められており、残りの二分の一を、基本的に国と都道府県と市町村（特別区を含む）が各三分の一ずつ負担することになっています（「補助率三分の一」と言います）。

学童保育は二〇一五年四月から、「子ども・子育て支援法」に定められた「地域子ども・子育て支援事業」の一三事業のうちの一つに位置づけられ、その予算は内閣府から「子ども・子育て支援交付金」として市町村に交付されています。

また、運営費の補助額は、学童

保育の子ども集団の規模、開所日数や時間などによって、「支援の単位」ごとに決められます。

二〇二二年度予算が国会での審議を経て成立したことを受け、同年四月一日に、「子ども・子育て支援交付金交付要綱」が発出されました（内閣府のホームページに全文が掲載されています）。

二〇二二年度の放課後児童クラブに関わる予算は、総額一〇六五億円、運営費等には九八一億円、整備費には八四億円が計上されています（表1参照）。

◆二〇二二年度予算における主な拡充内容

「障害児受入強化推進事業」が拡充されました。障害児を六人以上八人以下受け入れる場合は現行の一名（年額一九五・六万

表1 2022年度 放課後児童健全育成事業の補助単価

1 放課後児童健全育成事業		*原則、設備運営基準どおり放課後児童支援員、補助員を配置した場合
(1) 年間開所日数 250 日以上の放課後児童健全育成事業所		
① 基本額（1 支援の単位当たり年額）		
㊦ 構成する児童の数が 1～19 人の支援の単位	2,554,000 円-	(19 人-支援の単位を構成する児童の数) × 29,000 円
㊧ 構成する児童の数が 20～35 人の支援の単位	4,676,000 円-	(36 人-支援の単位を構成する児童の数) × 26,000 円
㊨ 構成する児童の数が 36～45 人の支援の単位		4,676,000 円
㊩ 構成する児童の数が 46～70 人の支援の単位	4,676,000 円-	(支援の単位を構成する児童の数-45 人) × 67,000 円
㊪ 構成する児童の数が 71 人以上の支援の単位		2,917,000 円
② 開所日数加算額（1 支援の単位当たり年額）		
(年間開所日数-250 日) × 19,000 円（1 日 8 時間以上開所する場合）		
③ 長期休暇支援加算額（1 支援の単位当たり年額）		
長期休暇中に支援の単位を新たに設けて運営する等の場合		(左記要件に該当する開所日数) × 19,000 円
④ 長時間開所加算額（1 支援の単位当たり年額）		
㊦ 平日（1 日 6 時間を超え、かつ 18 時を超えて開所する場合）		「1 日 6 時間を超え、かつ 18 時を超える時間」の年間平均時間数 × 407,000 円
㊧ 長期休暇等分（1 日 8 時間を超えて開所する場合）		「1 日 8 時間を超える時間」の年間平均時間 × 183,000 円
(2) 年間開所日数 200～249 日の放課後児童健全育成事業所（特例分）		
① 基本額（1 支援の単位当たり年額）		
㊦ 構成する児童の数が 20 人以上の支援の単位		3,071,000 円
㊧ 構成する児童の数が 1～19 人の支援の単位		1,726,000 円
② 長期休暇支援加算額（1 支援の単位当たり年額）		
長期休暇中に支援の単位を新たに設けて運営する等の場合		(左記要件に該当する開所日数) × 19,000 円
③ 長時間開所加算額（1 支援の単位当たり年額）		
平日における「1 日 6 時間を超え、かつ 18 時を超える時間」の年間平均時間数 × 407,000 円		

※構成する児童の数が 10 人未満の支援の単位に対する補助については以下のいずれかに該当する場合のみ行う。山間地、漁業集落、へき地及び離島で実施している場合のほか、当該放課後児童健全育成事業を実施する必要があると厚生労働大臣が認める場合。

※放課後児童支援員には、設備運営基準第 10 条第 3 項各号のいずれかに該当する者であって、令和 5 年 3 月 31 日までに同条同項に規定する研修を修了する予定者を含む。

資料：厚生労働省発表資料をもとに全国学童保育連絡協議会事務局が作成

円)に加え、さらに一名(年額一九五・六万円)の職員を加配(計二名)、障害児九人以上受け入れる場合はさらに二名(年額三九一・二万円)の職員を加配(計三名)できるとする補助単価が増額されています。

◆長時間開所加算額に関わって

土曜日と長期休暇期間の開所時間が異なる場合は、実態に即してではなく、それぞれの開所時間の平均値によって、長期休暇等分の長時間開所加算額が算定されることには注意が必要です。算定方法と計算例が、平成二九年三月三一日版「放課後児童健全育成事業等に係るQ&A」のNo.13に示されています(全国学童保育連絡協議会発行の冊子『学童保育情報二〇二二―二〇二二』にも資料57として収録)。

例えば、「土曜日の開所時間が8時間で開所日数が50日」「長期休暇期間の開所時間が10時間で開

所日数が50日」である学童保育の長時間開所加算額を、算定方法にもとづいて計算すると、

①8時間×50日+10時間×50日=9000時間。②9000時間÷(50日+50日)=9時間。③18万3000円×(9時間-8時間)=18万3000円」となります。

厚生労働省担当課にこの件を問い合わせたところ、「土曜日、長期休暇期間両方の長時間開所を促すための仕組み」とのことでした。

◆職員配置等に応じた補助基準額

厚生労働省令「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」における「従うべき基準」の参酌化にもなると、二〇二〇年度から、「放課後児童健全育成事業」の運営費には職員配置等に応じた補助基準額が設定されました。

①「原則、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準(平成二六年厚生労働省令第六三

号、以下「設備運営基準」という。)どおり放課後児童支援員、補助員(以下「放課後児童支援員等」という。)を配置した場合」の補助単価は表一のとおりです。

このほかに、②「放課後児童支援員一名のみ配置した場合」、③「補助員のみを原則二名以上配置した場合」、④「補助員を一名のみ配置した場合」の補助基準額が示されています。

なお、利用している子どもの安全確保方策を条例などで規定している、児童数が二〇人未満になる時間帯や曜日だけ、放課後児童支援員等の一名配置や、補助員のみ配置を認めるとしている場合も、補助単価は①の基準額となります。

* * *

「指導員が一人だけで保育を行う状況が継続的にある」状態では、「その場そのときの直接的な安全を確保すること」「緊急時の対応」に多くの困難が生じます。学童保

育の生活のなかでの安全を確保する場面(事故・ケガの対応や不審者の侵入防止、災害発生など)が、児童数が少ないときに発生しないとはかぎりません。

指導員一人だけで安全を確保しようとすれば、「子どもの生活空間が狭められる」「各活動が増えて活動が制限・管理される」などの状況が懸念されます。指導員の体調不良やケガ(コロナ禍)では濃厚接触者と判定された場合も想定される。など、急に出動できなくなったりときにも代替がいまません。子どもと生活を共にするうえで必要な専門的な知識や技能、そして倫理観を備えた「放課後児童支援員」という資格を持つ指導員が、経験を蓄積し、子どもと安定的に継続して関わりを持つるようにつるためには、「設備運営基準」や補助金の交付要綱の「条件緩和」ではなく、指導員が就労を継続するための条件整備と人材育成を基本とした確保策が必要です。